

## 知事説明要旨（川内原子力発電所再稼働関係）

川内原発1, 2号機の再稼働について、後で述べる、諸般の状況を総合的に勘案し、「川内原発（1, 2号機）の再稼働についてはやむを得ない」と判断し、まず、九州電力株式会社に対しては、安全協定に基づく「事前協議に了承」する旨の文書を発出することとし、また、国に対しては、9月12日付けの経済産業大臣からの要請（文書）にお答えする形で、「原発再稼働を進める政府の方針を理解する」旨を経済産業大臣にお伝えいたします。

私は、これまで、原子力発電所については、安全性の確保が大前提であり、川内原子力発電所の再稼働については、国が安全性を十分に保証するとともに、公開の場で住民の方々に十分な説明を行った上で、薩摩川内市議会、薩摩川内市長及び県議会の意向などを総合的に勘案して判断すると申し上げてきました。

このたびの県議会臨時会において、丁寧な審議の上、県議会の御意向が示されたことで、この一連の過程がほぼ整いましたので、本日、今、述べたような判断をいたしました。

以下、判断に至った経緯等について説明いたします。

まず第一に、政府の方針についてであります。 （当時の小淵優子）経済産業大臣から、私宛に、（平成26年）9月12日付けで、「今般の川内原子力発電所の再稼働を進める政府の方針」について理解を求める旨の文書をいただき、①エネルギー政策上の原子力発電所の必要性、②川内原子力発電所の再稼働の前提となる安全性の確保が確認されたこと、③万が一、事故が発生した場合には、国が責任をもって対処するということについて、政府の考えが明確に示されたところです。

さらに、11月3日には、宮沢洋一経済産業大臣が鹿児島に来られ、私や池畑議長など県議会関係者に面談していただいたところであり、その席で、9月12日付け文書を確認するとともに、我が国のエネルギー情勢やエネルギー政策、それから川内原発の再稼働を進めるという政府の方針について、説明をいただいたところです。

第二に、安全性の確認については、川内原子力発電所について、原子力規制委員会において、一年以上の期間をかけて新規制基準に基づく厳格な審査が行われ、去る9月10日に審査書が決定し、新規制基準に適合するとして、原子炉設置変更許可が出されたところであり、

また、田中委員長は国会で「世界最高水準の安全性は担保された」と発言されており、私としては、原子力規制委員会により安全性が確保されることが確認されたと考えています。

第三に、県議会の御意向については、本日の県議会臨時会において、再稼働を求める陳情（川内原子力発電所1・2号機の日も早い再稼働を求める陳情）が採択されたところであり、川内原発再稼働についての県議会の御意向が示されたところであります。

第四に、立地自治体の意向についてであります。立地自治体である薩摩川内市の市議会において、去る10月28日に、再稼働を求める陳情が採択されるとともに、岩切市長からは「『川内原子力発電所の再稼働を進める』とされた政府の方針について、立地自治体として理解することと判断する」旨の意向が示されたところです。

第五に、避難計画等の整備についてであります。関係9市町において避難計画の作成は終了し、避難支援計画の作成も進みつつあります。

医療機関・社会福祉施設については、原発から10キロメートル圏内は避難計画の作成は終了し、10キロメートル以遠については「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備し、医療機関等の避難先の調整にも活用することとするなど、地域防災体制の整備が進められております。

また、これらについて、国の原子力防災会議において、避難計画等について具体的かつ合理的なものになっていることが、確認、了承されております。

第六に、最も重要な住民の理解についてであります。

①今回、避難計画の説明会を計25回、実施するとともに、（新規制基準適合性）審査結果については、原子力規制庁の職員から、計5回、直接、関係住民にご説明するなど、累次の説明会を実施したところであります。

②また、（審査結果についての）説明会の参加者等から質問・要望が多かった避難計画やエネルギー政策などの項目については、補足的に説明する（追加の）説明会を実施いたしました。

これらの説明会は、概ね静粛に行われており、住民の理解の向上に寄与したと考えております。

③さらに、30キロメートル圏内の全世帯に審査結果についての説明会資料や「ご質問への回答」（QA集）を配布したところです。

今後とも、あらゆる機会を捉えて、さらに住民の理解が進むよう努めてまいりたいと考えています。

第七に、我が国のエネルギー政策に占める原発の必要性についてであります。

国は、（平成26年）4月11日「エネルギー基本計画」を閣議決定し、原子力発

電所の安全性の確保を大前提に、我が国にとって、低廉かつ環境負荷の少ないエネルギー・電力の安定供給が国民経済の健全な発展にとって重要であるとの政府の考えが示されています。

また、去る11月3日の宮沢経済産業大臣との面談の際も、大臣から、エネルギー基本政策についての基本理念である、(3E+S)  
エネルギーの安定供給 / Energy Security  
経済効率性の向上 / Economic Efficiency  
環境への適合 / Environment  
安全性 / Safety  
の説明があったところです。

このような政府の考えは、限られた資源を最大限活用して、現在の国民生活のレベル(水準)を守り、我が国の産業活動を維持する上で重要な要素と考えております。

今回の判断に当たり、まず、国に対しては、次の事項について十分な配慮や対応をお願いしたいと考えています。

まず第一に、今後、実際の再稼働までには、設置変更許可に基づき、事業者において必要な作業が適切に実施されることを確認する工事計画認可や使用前検査など、法令上の手続きがあることから、引き続き、これらについても原子力規制委員会において厳格に進めること。

第二に、再稼働後における安全確保対策や規制基準の不断の見直し等を含め、安全対策について、引き続き政府として責任を持った対応をお願いしたいこと。

再稼働後においては、川内原子力発電所の監視体制を強化し、安全確保を図ること。

第三に、人的ミスも含め安全対策について、電力事業者の監督・指導の徹底をお願いしたいこと。

また、避難計画等を含む地域防災体制の整備に「完全」や「終わり」はなく、県としても、引き続き関係市町と連携して充実に取り組みたいと考えており、国においても避難計画等の更なる充実のための支援、確認の継続をお願いしたいこと。

第四に、今回、原子力災害対策重点区域の見直しが行われ、UPZの対象となる市町が拡大したことから、立地市及びそれらの関係市町に対する新たな地域振興策等についての国の財政支援について、具体的な対応をお願いしたいこと。

また、避難所等の改修や備蓄資機材の整備に要する経費について、関係自治体への財政支援をお願いしたいこと。

第五に、エネルギー基本計画において、原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させるとした方針を踏まえ、その方向に向けて着実に努力すること。

また、再生可能エネルギーについては、最大限の導入を進めるため、地域特性も生かしつつ、更なる普及拡大に取り組むこと。

さらに、九州電力株式会社に対しては、次の項目をお願いしたいと思います。

第一に、発電所の運転に当たっては何よりも安全性の確保を最大の目標とし、関係法令等を遵守するとともに、徹底した事故防止、安全対策の強化を行うこと。

第二に、万が一、事故やトラブルが発生した場合には、国や自治体等へ直ちに連絡し、県民に対する正確な情報提供を行うとともに、被害の拡大防止に万全を期すこと。

また、事故等の原因究明及び再発防止対策を徹底すること。

第三に、立地市や関係市町と緊密な連携に努め、その地域振興策へ積極的に協力すること。

以上、今回の判断に至った経緯、考え方及び国、電力事業者への要請内容を説明させていただきました。

我が国の置かれている諸般の状況を勘案し、再稼働は「やむを得ない」と判断したところではありますが、今後、政府を挙げて国民の理解をさらに広汎にいただくよう努力する必要があると考えております。